

税理士法人サム・ライズ

料金後納郵便

お客様と共に
走り続けるパートナー

ゆうメール

ご縁をいただいた、あなたにお届けする・・・

おしどり通信

亜由美版 Vol.17

こんにちは！

今回は母について書きたいと思います。

一部の人にしかお伝えしておりませんでした、実は3月3日に母が亡くなりました。20年以上前になりますが、母はパーキンソン病と診断され、それからずっとまさに「闘病」してきました。最期は入院先で容態が急変し医者も驚くほど急に、実家にいる父や兄が駆けつける間も無く、あっけなく旅立ってしまいました。覚悟をしていなかった訳ではないのですが、あまりに急すぎて、正直言うと葬儀が終わってもしばらくは受け入れられていませんでした。けれど、先日49日を迎えた日の夜、母が私に会いに来て、母にこれまでの感謝を伝え、これからも一生懸命生きていくと誓いました。そんな母とのことを今回は書かせていただきますね。



母のこと

私の実家は三重県の御浜町という小さな町で写真屋をやっていました。両親ともにとても働き者で、父は昼間はコンクリートミキサー車の運転手として働き夜は写真を焼いたり街の懐メロ大会の写真を撮ったりという仕事をしていました。そして、母は写真屋の店番をしながら、婦人服の仕立てをする仕事をしていました。なので、母はよく私たち(3人きょうだいです)にお揃いの服を作ってくれました。

母は、決して運動神経が良かった訳ではありませんが、若い時からチャレンジ精神旺盛でママさんバレーのチームに入ったり、父の影響でゴルフを始めたり、朝ジョギングを始めたり、と勧められると何でもやってみる人でした。私もよ



く「人にできて自分に出来んことなんかない。同じ人間なんやから」と言われてましたが、その言葉を自分自身が地で行く人でしたね。

パーキンソン病になった後も、誘われて太極拳を始めたり大正琴を習ったり・・・。何よりも「脳深部刺激療法」というパーキンソン病の手術療法に70歳を過ぎてチャレンジしたことが人生最大のチャレンジだったと自分でも言っていました。



また、実家の写真店のお客様たちに誘われて写真同好会に入ったり、写真屋の妻たちでいく旅行を企画したり、仲良しの友人たちと食事に行ったり旅行に行ったりと、人からとても好かれる人でした。今から思えば、写真屋の番頭と婦人服の仕立ての仕事をしたがらも多趣味で、「よくやってたなあ」と感心します。夜

も良く出かけて行ったら帰ってきてから夜中の2時3時まで仕事をしていました。

何だか、こう書いてみると、つくづく私は母に似ています(笑)。母も「亜由美と私は一卵性親子なもので・・・」なんて、よく周りに話していました。なので母は私が休みもなく仕事をしているととても心配しました。私はパーキンソン病と闘う母の姿を、「働きすぎたらあかんよ」という母のメッセージだと受け止めていました。

母は今思えばとても仕事のできる人だったのだと思います。仕立ての腕が良かったので、母の職場にはいつも依頼を受けた服地が山積みになっていましたし、多い時には3人ほどのお弟子さんを持っていました。特に毎年春になると女子の制服の依頼が多く、毎晩遅くまで夜なべをしていた姿を思い出します。小学生の頃は、宿題の音読も算数の宿題も、母が仕事をする横で母の仕事机で教えてもらいました。こうして書いていてもあの時のアイロンの匂いがよみがえります。



亡くなる3年くらい前から、実家に帰る度に母は私を2階の衣装部屋に連れて行きました。そこで、自分が若い時に買った真珠のネックレス

や着物などを私に持たせたりしました。私はそれが何とも寂しく、「いいよ、また欲しくなったらもうから」とごまかしていました。

また、ほぼ自宅で寝たきりになっていたある時、私と兄を自分のところに呼んで財布からお金を出し、「これで恭星（兄の長男）と賢史朗（うちの息子）に成人式の背広を作ってあげて」と言ってきました。当時、恭星も賢史朗もまだ高校生だったので、いよいよ母がボケたのだと思い、「お母さん、ありがとう。わかったよ。でもまだ先やから、その時になったらあげてね。」と言って受け取ってあげませんでした。

でも、今ならわかります。いつも先のことまで段取りをつける母は、自分がしっかりしているうちに私に自分が大切にしてきた物をあげたかったんだな、と。



また、二人の成人式の時に自分が背広を作ってあげられない、とわかっていたのだな、と。

言葉にするととてもちっぽけなものになってしまうけど、親の愛は子供の想像をはるかに超えるものです。母がどれだけ私たちのことを思っていてくれたのかを考えると、もっとたくさんの優しい言葉をかけてあげたかった、感謝を伝えたかったと、後悔してしまいます。私がこうして今幸せに暮らしていることも、大好きな仕事ができることも、たくさんの大好きな友人たちに囲まれていられることも、全部父と母が守り育ててくれたおかげです。そして母は今も私の中に生きています。お母さんの娘に生まれてきて本当に幸せです。ありがとう。

一日一生、受け継いだ命に感謝して、これからもしっかり生きて行きます。



「おかあさん、ありがとう」

☆おしどり通債は、林公士郎・亜由美がご縁をいただいた方に毎月お届けしています。ご意見ご感想などお寄せいただければ幸いです☆

発行元：税理士法人サム・ライズ

〒350-1123 埼玉県川越市藤田本町 11-1 川越シティビル 7F TEL: 049-249-0222 FAX: 049-249-0220

e-mail: ayumi-hayashi@some-rize.net URL: <http://www.some-rize.jp>

発行編集責任者：林 亜由美

June
2018

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

事務所通信

6月といえば梅雨ですね。雨が多くなると蒸し暑さが増して過ごしにくくなりますので、お体にはくれぐれもお気を付けください。

掲載内容に関してご不明点が等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2018年6月号

■実質この5年が勝負です 事業承継税制の特例

- 相続法改正 2
遺産分割に関する見直し
- 65歳超の雇用促進、
男性の育児休業取得支援などに
活用できる助成金
- 業種別1法人あたり年間の
交際費等支出額
- 編集後記

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル7F

TEL : 049-249-0222 / FAX : 049-249-0220

実質この5年が勝負です 事業承継税制の特例

後継者への事業承継を税制面から支援する「事業承継税制」について、平成30年度税制改正により支援内容を拡充させた特例措置が創設されました。この特例措置は期間が限定されていますので、活用される場合には早めの意思決定が肝要となります。

■ 事業承継税制とは

事業承継税制とは、後継者への自社株式の異動にあたっての贈与税又は相続税の納税を猶予・免除する制度です。対象となる会社・贈与者・受贈者には、それぞれ円滑化法（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律）に定められた要件がありますが、いずれの要件も満たしていることについて、その会社の主たる事務所の所在地である都道府県知事から認定を受ける必要があります。

また実際に納税猶予を受けるためには、申告期限内の申告とともに、猶予税額及び利子税額相応の担保を提供する必要があります。

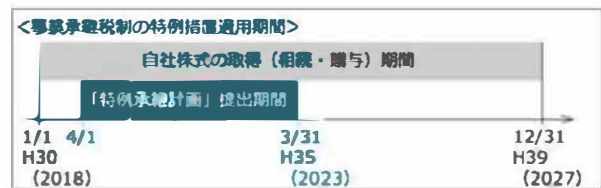
この納税猶予を受けた後、猶予期間中に譲渡を行うなど一定の事由に該当した場合には、利子税とともに本税を納付する必要があります。その一方で、後継者の死亡等、一定の事

由に該当した場合には、その猶予されている税額が免除されます。

■ 特例措置とは

今回拡充された事業承継税制の特例措置は、従来の事業承継税制（以下、一般措置）に加えて、期間限定で設けられた制度です。

特例措置と一般措置の違いは下表のとおりです。最も大きな違いが「特例承継計画」の提出の必要性や期限、及び対象となる自社株式の異動に期限が設けられていることです。



その他、相続では納税猶予割合が最大53%程度（ $2/3 \times 80\%$ ）から100%まで引上げられる点、対象となる受贈者が3人まで認められる点、雇用要件を満たせなくても一定要件のもとに納税猶予継続可能となる点など、税負担と将来のリスクの軽減が図られています。

これらの他にも適用するための留意点があります。ご興味のある方は、まずは当事務所へご連絡ください。

○特例措置と一般措置の比較表

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	以下の期間（ 5年 ）内の「特例承継計画 [※] 」の提出 ※認定経営革新等支援機関の所見の記載があるもの 平成30（2018）年4月1日から平成35（2023）年3月31日まで	不要
適用期限	以下の期間（ 10年 ）内の贈与・相続等 平成30（2018）年1月1日から平成39（2027）年12月31日まで	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

国税庁「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（事業承継税制）のあらまし」より一部筆者編集

相続法改正 2 遺産分割に関する見直し

前回は「配偶者の居住の権利」について取り上げました。今回は「遺産分割に関する見直し」について、改正法律案※に基づいて解説いたします。こちらにも配偶者を手厚く保護する内容となっています。

■ 20年連れ添った配偶者なら

被相続人から遺贈や生前贈与による特別受益を受けた相続人があった場合には、相続財産にその特別受益の金額を加えた上で、それぞれの相続分の算定を行います（民法第903条）。これを「持戻し」といいます。

現行法では、被相続人がこの持戻しをしなくても良い旨の意思表示をしていた場合には、この持戻しが免除されます（同条第3項）。これを「持戻し免除の意思表示」といいますが、今回の改正案では、「婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住建物等の遺贈又は贈与については、持戻し免除の意思決定があったものと推定する」との内容が追加されています。

つまり、20年以上連れ添った配偶者に住んでいた家を贈与していた場合、その家は遺産分割の対象に含める必要がなくなるため、配偶者はそれ以外の預金等の財産についても多く相続できるようになります。配偶者を手厚く保護する施策です。

■ 遺産分割前でも預金を出せる!?

現行法では、遺産分割前の被相続人の預貯金口座は凍結され、払戻すには相続人全員の同意が必要です。これにより、葬儀費用や債務の支払、家族の生活資金等、「差しあたった資金が引き出せずに困った…」というケースは非常に多いのではないのでしょうか。

今回の改正案は、この点においても相続人に配慮しています。遺産分割前であっても相

続人が払戻し請求ができる、次の2つの方法が示されました。

①家庭裁判所の保全処分を利用して払戻し

家庭裁判所に対して遺産分割の審判又は調停の申立てを行い、これと併せて仮払の申立てをする方法です。

裁判所が必要と認めた場合には、預貯金の全部又は一部を仮取得することができますが、裁判所への申立てを要するため手続きが煩雑で、費用や時間がかかります。

②家庭裁判所の判断を経ないで払戻し

遺産分割前であっても相続人が単独で払戻し請求ができる方法です。但し、払戻しできるのは次の金額の範囲内に限られます。

払戻額 ≤ 相続開始当時の預貯金残高

× 1/3 × その相続人の法定相続分
(上限額は別途規定される予定です)

①と異なり払戻しできる金額に上限がありますが、裁判所での手続きもなく、直接金融機関の窓口で手続きができます。他の相続人の同意なしに相続人一人で手軽に払戻しできますので、正式に法制化された後は、こちらが日常的に利用されるのではないのでしょうか。

この他、遺産の「一部分割」や、遺産分割前に遺産が処分された場合の遺産の範囲についても、改正案に盛り込まれています。

※改正法律案

以下の法務省サイトでご確認ください。

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_0021299999.html

65歳超の雇用促進、男性の育児休業 取得支援などに活用できる助成金

今年度も助成金制度の見直しが行われ、65歳を超えて従業員を雇用する企業や、育児と仕事との両立を図っていく企業などに助成金制度が設けられています。ここでは、それらに関係した2つの助成金制度を取り上げます。

65歳超雇用推進助成金 (65歳超継続雇用促進コース)

65歳超継続雇用促進コースとは、65歳以上への定年引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度のいずれかの措置を導入し、実際にこの措置の適用を受ける60歳以上の被保険者がいる場合に支給される助成金です。支給額は下表1、2のとおりで、ともに白抜き部分が今年度において変更となり、60歳以上の被保険者数が2人以下であれば支給額が減額、10人以上であれば支給額が増額となりました。

表1 65歳以上への定年引上げ・定年の定めの廃止の場合の支給額

措置内容 60歳以上の 被保険者数	65歳まで引上げ (5歳未満) (5歳)		66歳以上に引上げ (5歳未満) (5歳以上)		定年の定めの 廃止
	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
1～2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

表2 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度導入の場合の支給額

措置内容 60歳以上の 被保険者数	65～69歳まで (4歳未満) (4歳)		70歳以上 (5歳未満) (5歳以上)	
	(4歳未満)	(4歳)	(5歳未満)	(5歳以上)
1～2人	5万円	10万円	10万円	15万円
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	80万円	25万円	100万円

いずれも()は引上げ幅

また、今年度より支給要件が追加されており、高年齢者雇用推進員の選任に加え、高年齢者雇用管理に関する措置を実施する必要があります。例えば、職業能力の開発及び向上のための教育訓練、作業施設・方法の改善などを実施することがこれに該当します。

両立支援等助成金 (出生時両立支援助成金)

出生時両立支援助成金とは、男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取り組みを行い、一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に支給される助成金です。女性の就業を後押しするために男性の育児参加が必要なものもあり、今回、拡充が行われました。具体的には、助成金の支給要件のうち、過去3年以内に男性の育児休業取得者がいないこと、という要件が廃止されました。

また、支給は1年度に1人までとされていましたが、今年度より10人まで（ただし、既に育児休業取得実績のある企業においては初年度9人まで）となり、下表3の支給額となりました。2人目以降については、育児休業期間の取得日数に応じて支給額が増額される仕組みとなっています。

表3 両立支援等助成金（出生時両立支援助成金）の支給額

	中小企業	中小企業以外
1人目	57万円	28.5万円
2人目以降	5日以上14日未満	14.25万円
	14日以上1ヶ月未満	23.75万円
	1ヶ月以上(※)	33.25万円
	2ヶ月以上	33.25万円

※中小企業以外は2ヶ月未満

なお、生産性の向上が認められる場合には支給額の加算があります。

今後、こうした取り組みの予定がある企業は、助成金を活用してはいかがでしょうか。なお、助成金には様々な要件が設けられているため、事前に確認しておきましょう。

※この情報は平成30年4月16日時点の情報に基づいて作成しています。

業種別1法人あたり年間の 交際費等支出額

平成30年度税制改正で、中小企業の交際費課税の特例が2年延長されました。ここでは今年3月末に発表された国税庁の調査結果*から、業種別に1法人あたり年間の交際費等支出額をみていきます。

製造業は平均で 359.4万円

上記調査結果から、業種・資本金階級別に利益計上法人1法人あたり年間の交際費等支出額（28年度分）をまとめると、右表のとおりです。

製造業は平均で359.4万円となりました。製造業の中で全体の額をみると、化学工業が705.1万円で最も高くなっています。その他は200万～300万円台で、化学工業の金額の高さが目立ちます。

業種別資本金階級別1法人あたりの交際費等支出額（利益計上法人、千円）

製造業							
資本金階級	繊維工業	化学工業	鉄鋼金属工業	機械工業	食料品製造業	出版印刷業	その他の製造業
100万円以下	634	1,256	1,114	1,096	810	854	882
100万円超	313	1,489	1,384	982	751	1,035	812
200万円 "	876	1,174	1,159	1,104	1,023	952	1,013
500万円 "	1,463	1,939	2,070	1,927	1,722	1,981	1,740
1,000万円 "	2,434	2,598	2,775	2,646	2,728	2,572	2,365
2,000万円 "	2,698	3,772	3,838	3,618	3,216	3,956	3,206
5,000万円 "	3,760	7,846	7,229	5,682	5,869	7,044	5,392
1億円超	5,700	12,662	14,164	12,716	11,648	25,171	9,559
5億円 "	14,833	20,872	19,333	17,067	52,059	130,067	27,935
10億円 "	29,571	51,603	26,839	29,432	56,261	93,160	37,115
50億円 "	38,833	89,046	54,034	60,595	114,900	42,333	45,652
100億円 "	128,250	331,675	391,500	142,032	422,962	680,000	281,500
全体	2,118	7,051	3,035	3,239	3,901	3,557	2,256

製造業以外は平均で 235.5万円

製造業以外の業種の平均は235.5万円となりました。業種別に全体の額をみると運輸通信公益事業が366.2万円で最も高くなりました。一方、料理飲食旅館業や小売業など200万円未満の業種もあり、製造業に比べると1法人あたりの交際費等支出額は少ない業種が多くなっています。

製造業以外							
資本金階級	建設業	卸売業	小売業	料理飲食旅館業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業
100万円以下	1,485	1,222	898	1,295	930	1,084	1,226
100万円超	1,636	1,185	930	1,170	1,026	1,094	1,078
200万円 "	1,633	1,230	944	1,037	886	1,387	1,198
500万円 "	2,423	2,095	1,566	1,534	1,705	2,063	1,978
1,000万円 "	3,027	2,919	2,118	1,707	1,860	2,541	2,425
2,000万円 "	4,000	4,753	3,351	2,603	2,549	3,417	3,372
5,000万円 "	8,974	9,402	6,788	4,224	4,392	6,559	5,784
1億円超	22,290	19,617	13,506	6,523	6,251	12,082	9,948
5億円 "	51,646	58,006	20,964	23,229	24,432	27,216	22,191
10億円 "	94,523	64,297	38,754	47,405	25,083	24,760	25,866
50億円 "	167,605	133,458	62,556	111,667	23,286	69,807	53,692
100億円 "	1,078,750	287,093	99,279	44,875	274,333	299,838	208,278
全体	2,639	3,457	1,598	1,568	1,618	3,662	1,943

国税庁「平成28年度分会社標本調査」より作成

貴社の交際費等支出額を、この結果と比較してみてください。

*国税庁「平成28年度分会社標本調査」

内国普通法人を対象に、平成28年4月1日から29年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度について、29年7月31日現在でとりまとめたものです。ここでの交際費等支出額は、資本金階級別に集計された合計金額を法人数で除して求めた数字になります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon2016/h28.pdf>

業種・職種別のテレワーカーの割合

今年3月末に発表された調査結果※によると、テレワークの認知度は62.6%で前年よりも10%程度高くなっています。ここではテレワークの普及状況を見るデータとして、同調査結果から、業種・職種別にテレワーカーの割合をみていきます。

■ 業種別の割合

雇用型テレワーカーの割合を業種別にまとめると、表1のとおりです。

情報通信業での割合が最も高く、33.8%となりました。次いで学術研究、専門・技術サービス業が27.0%となっています。一方、宿泊業・飲食業や医療、福祉など10%未満の業種もみられます。

【表1】業種別雇用型テレワーカーの割合 (%)

情報通信業 (1683)	33.8
学術研究、専門・技術サービス業 (812)	27.0
電気・ガス業 (464)	18.8
教育、学習支援業 (1823)	18.4
製造業 (6763)	17.6
建設業 (1839)	17.6
不動産業 (663)	17.0
金融・保険業 (1685)	16.4
複合サービス・他に分類されないサービス業 (3908)	13.0
農林水産・鉱業 (199)	12.6
卸・小売業 (4598)	11.9
公務員 (1997)	11.9
運輸業 (1750)	9.8
生活関連サービス業、娯楽業 (925)	8.6
医療、福祉 (4264)	8.4
宿泊業・飲食業 (1277)	7.2
その他 (1800)	14.2

国土交通省「平成29年度テレワーク人口実態調査結果の概要」より作成

■ 職種別の割合

職種別の雇用型テレワーカーの割合では、管理職が33.2%と最も高くなりました。次いで営業と研究職が30%近い割合で、専門・技術職の技術職や教員も20%以上の割合となっています。

管理職や営業という多くの企業にある職種で、導入が進んでいます。

【表2】職種別雇用型テレワーカーの割合 (%)

管理職 (3028)	33.2
営業 (2586)	29.2
研究職 (414)	28.7
専門・技術職 (技術職) (3812)	24.9
専門・技術職 (教員) (963)	23.7
専門・技術職 (その他) (1814)	15.5
建設・探掘従事者 (291)	11.3
事務職 (9189)	10.9
専門・技術職 (社会福祉専門職) (738)	10.2
専門・技術職 (保健医療) (1285)	9.9
保安 (433)	8.3
サービス (3981)	8.1
輸送・機械運転従事者 (503)	7.6
農林漁業 (114)	6.1
販売 (2537)	5.7
生産工程従事者 (2195)	5.0
運搬・清掃・包装等従事者 (1029)	4.5
その他 (1538)	7.9

国土交通省「平成29年度テレワーク人口実態調査結果の概要」より作成

テレワークになじみにくい業種や職種があるため、企業の中には、一部の部門や職種のみにテレワークを導入しているところもあります。働き方改革が進められる中、企業は柔軟な働き方がしやすい環境を整備することが求められるため、今後もテレワークを導入する企業は増えていくのではないかと考えられます。

※国土交通省「平成29年度テレワーク人口実態調査結果の概要」

就業者40,000サンプルを対象に、29年10～11月に行われた調査です。テレワークとは、ICT（情報通信技術）等を活用し、普段仕事を行う事業所・仕事場とは違う場所で仕事をすることであり、雇用型テレワーカーとは、民間会社、官公庁、その他の法人・団体の正社員・職員、及び派遣社員・職員、契約社員・職員、嘱託、パート、アルバイトを本業としてしていると回答した人でテレワークをしたことのある人をいいます。表中の（ ）内の数字は回答数です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi02_hh_000069.html

社会保険関係の提出が目白押しです。また、夏季休暇は事前取引先への周知を徹底し、取引先の休暇状況もあわせて確認しておきましょう。

2018年7月

お仕事備忘録

1. 所得税の予定納税額の減額申請

2. 労働者死傷病（軽度）報告の提出

3. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

4. 中元の発送、暑中見舞い状の送付

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

1. 所得税の予定納税額の減額申請

7月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。

2. 労働者死傷病（軽度）報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で1～3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。

7月末までに4月から6月分の報告を行いますが、休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。

3. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

7月1日現在の従業員（提出すべき被保険者全員）の4～6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月10日までです。

4. 中元の発送、暑中見舞い状の送付

お中元は7月中旬までに先方に届くよう手配します（配送の場合は先方へ到着する日程の確認、訪問する場合は、訪問する人にいつ行くのかの確認も忘れないようにすると良いでしょう）。万が一遅くなってしまった場合は立秋までは「暑中お見舞い」、立秋から白露の前日までは「残暑お見舞い」とするのが一般的ですが、地方によって多少時期がずれることもあります。

また、当方・先方のいずれが喪中であっても贈答に差し支えありませんが、先方が気落ちしているようであれば、「暑中お見舞い」「残暑お見舞い」として贈る気配りもしたいものです。

さらに、挨拶状や暑中見舞い状については、会社名・氏名・肩書などに誤りがないか、送付前に再確認をしましょう。

お中元をいただいた際のお返しは必要ありませんが、早めにお礼状を送付しましょう。

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する場合は、事前取引先に日程の通知をすると同時に、先方の休暇の有無（ある場合は日程）の把握をしておきましょう。また、社内全体で一斉に休暇を取る場合は、主に次の対策をとっておきましょう。

◆防犯・防火対策

→専門業者に依頼するのか、社内で当番を組むのか等の対策をしましょう。

◆郵便など配達物の扱い

→郵便局には休暇中の郵便物の配達を休止し、休暇明けに一括で受け取ることができるサービスを受けるための所定の届出用紙があります。今までにこのサービスを受けたことがない場合は、最寄りの郵便局へ問い合わせしてみましょう。

◆休暇中に出勤する社員の把握

◆社員の休暇中の連絡先の把握

→緊急連絡に備えておきましょう。

お仕事 カレンダー

2018.7

労働保険の年度更新、住民税の特別徴収金額の変更等のほか、お中元や暑中見舞いの準備など通常業務以外の業務が立て込みます。計画を立てて早めに業務を終わらせましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	日	仏滅	●社会保険の算定基礎届の提出（～7月10日） ●所得税の予定納税額の減額申請（～7月17日） ●来春高校卒業予定者に対する学校への求人申込及び学校訪問開始
2	月	大安	
3	火	赤口	
4	水	先勝	
5	木	友引	
6	金	先負	
7	土	仏滅 小暑	
8	日	大安	
9	月	赤口	
10	火	先勝	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（6月分） ●源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納付（1～6月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出 ●労働保険の年度更新 ●社会保険の算定基礎届の提出 ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第1期分）※口座振替を利用しない場合
11	水	友引	
12	木	先負	
13	金	赤口	
14	土	先勝	
15	日	友引	
16	月	先負 海の日	
17	火	仏滅	●高齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出 ●所得税の予定納税額の減額申請
18	水	大安	
19	木	赤口	
20	金	先勝	
21	土	友引	
22	日	先負	
23	月	仏滅 大暑	
24	火	大安	
25	水	赤口	
26	木	先勝	
27	金	友引	
28	土	先負	
29	日	仏滅	
30	月	大安	
31	火	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（6月分） ●所得税の予定納税（第1期分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[4月～6月]について報告） ●固定資産税（都市計画税）の納付（第2期分）※市町村の条例で定める日まで

staff 編集後記

6月



© dak

あっと言う間に今年も半分。。こうして1年1年、年を取っていくのですね(；▽；)

そしてもうすぐ梅雨の時期です。6月は雨が多いのですが、年間で一番多いのは実は9月なんです。それは！台風が来るかららしいです。雨の日は、洗濯物の乾かないし、部屋はジメツとするし。。早く夏がこないかなあ～。

さて、そんな雨で外出できない日の為に、今回の話題は久しぶりに

お薦め！テレビ・ビデオ・映画です！

私のお薦め！テレビ・ビデオ・映画

石田



長年愛している「イッテQ」がお薦めです！この番組のおかげで、興味なかった芸人の面白さを知り、出川哲郎にも愛着がわき、日曜20時が毎週楽しみです！そして、ドラマは「崖っぷちホテル」です。三代目の岩田剛典が爽やかイケメンで目の保養です。

小笠原



私のお薦めは！海外ドラマの「SUITSスーツ」です。海外ドラマははまると寝不足の日々になります。また日本と違って、8話くらいで終了ではなくシーズン5などと長期にわたり続くので見応えたっぷり！SUITS以外にもたくさんの良いドラマありますのでぜひ見て下さい。

黒田



私のお薦めは、「青天の霹靂」です。タレントの劇団ひとりが書き下ろした小説を、自ら実写化した作品です。私は大泉洋さんの演技をみて、見に行くことを決めたのですが、親の有り難みを考えさせられる素晴らしい映画です。是非ご覧ください。

鈴木



Jリーグの中でも浦和レッズが好きなので全試合視聴できるダムーンに入りました。スカパーに比べると料金もリーズナブルでサッカーだけではなく野球やF1も視聴できます。さらにDoCoMoユーザーは割引がありますのでお勧めですよ！

相藤



私のお薦めは相棒です。基本的には1話完結型のストーリーなので1話見逃しても大丈夫なのでこの話数から見ても楽しめるというのが魅力の一つです。バラエティはローカル路線バスの旅をみています。バスがつかっているか時間に間に合うのかなどいつもハラハラしてみています

瀬川



私のオススメは韓国ドラマ「トンイ」です。元々母が大好きでDVDセットをプレゼントしたのを機に見るようになり、どっぷりハマってしまいました。昔から韓国ドラマは良く見ていましたが、主人公の成長がしっかり描かれていてシンデレラストーリーなところが好きです。

東海林



私は海外ドラマの「HANNIBAL / ハンニバル」を夕食のときに少しづつ観ております。ハンニバル・レクター博士も捜査官のウィル・グレアムもカッコ良くておすすめです。しかし、シーズン3で打ち切りとのことなので少し残念です…。

那須野



私のおすすめは「LEON」です。20年以上前の映画ですが、流行っていた時に、見てジャンレ/かっこよすぎる！と一日に3回見たのを覚えています。子役のマチルダちゃんも今やあの十タリーポートマン！！家なき子の安達裕美ちゃん並みにハマりました。

6/22 引越しの為終日留守番電話とさせていただきます！

【お知らせ】

◆ 6/12 火曜日

所内研修のため、終日留守番電話とさせていただきます。



平成30年6月吉日

事務所移転のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度弊社 税理士法人サム・ライズは、下記の住所へ移転することと致しましたので、ここに謹んでご案内申し上げます。これを機に、社員一同、気持ちを新たに一層社業に邁進して参る所存ですので、今後とも倍旧のご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。まずは略儀ながら書中をもってご挨拶申し上げます。

敬具

税理士法人サム・ライズ
代表社員 林 公士郎

記

1. 新 住 所

〒350-1124

埼玉県川越市新宿町1丁目2番地13 川建ビル2FA

2. 電 話 番 号

電話 049-249-0222 FAX 049-249-0220

※電話 FAX共に変更はございません。

3. 移 転 日 時

2018年6月25日（月）より新事務所にて営業開始

※ 尚、6月22日（金）は移転作業の為、
誠に勝手ながら休業とさせていただきます。

ご祝儀などの御心遣いは固くご辞退申し上げます。